

秋田市告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧 新	路線名	起終点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
100325	旧	大部岡村線	秋田市河辺諸井字大部50番5地先 秋田市河辺和田字岡村327番2地先	467.7	6.00
	新	大部岡村線	秋田市河辺諸井字大部25番2地先 秋田市河辺和田字岡村327番2地先	687.2	6.00 ～ 7.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和7年12月18日

3 縦覧期間

令和7年12月18日から令和8年1月14日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和7年12月29日から令和8年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで